

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定
結核予防法による医療機関の指定
- 第二十六期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領
- 家畜人工授精講習会の開催
- 土地改良区の役員の就退任
- 新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定(三件)
- 土地改良事業計画の適否の決定(四件)
- 土地改良事業の認可(三件)
- 土地収用法による土地の立入り
- 土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定

告 示

鳥取県告示第千四十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
エフワン診療所	鳥取市吉成二三五 鳥取エフワン(株)内	昭和五十三年十一月二十二日
田 中 医 院	米子市錦町二丁目七六	昭和五十三年十一月二十一日
明島産婦人科医院	倉吉市幸町五〇七の一八	昭和五十三年十一月十六日
伊藤齒科医院	鳥取市栄町四〇一 本通ビル三階	昭和五十三年十一月十五日
平林齒科医院	米子市糺町二丁目一二五	"
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目二〇九	昭和五十三年十一月二十日
オサキ薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬 四七一―一八	昭和五十三年十一月十五日
倉元内科医院	境港市外江町一七三三一	昭和五十三年十二月六日

鳥取県告示第千四十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十三年十一月十三日	庄司医院分院	鳥取市湖山町北一丁目 五四七番地
〃	やすき薬局	鳥取市正蓮寺四三 福田ビル三号

鳥取県告示第千五十号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第二十六期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二十六期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年

法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 推薦する者は、推薦書（様式(1)）を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由（鳥取市、岩美郡、八頭郡又は気高郡に主たる事務所を有する者を除く。(二)において同じ。）して知事に提出すること。

(二) 推薦する者は、労働組合資格審査申請書（様式(2)）を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和五十三年十二月五日から同月十五日まで

様式(1)

推薦書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

所在地

労働組合の名称

代表者名

㊟

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年月日	現住所	労働者の所属名その組合及び地位	労働者の所属名その職場及び地位	備考

(注) 学歴、職歴、組合歴等を年月日順に記入した履歴書を添付すると。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会長

殿

所在地

労働組合名

代表者名

㊟

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参加したので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査して下さるよう下記の書類を添えて申請します。

記

1 労働組合の規約

2 労働協約

3 その他資格の立証に必要な資料

(1) 役員名簿

(2) 経理状況

(3) 従業員数及び組合員数 (男女別)

(4) 組合事務所の借上状況

(5) 福利厚生への援助を受けている状況

(資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

鳥取県告示第五十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号の規定による家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二号の規定により告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開催場所

東伯郡赤碓町松谷 鳥取県種畜場

二 開催期間

昭和五十四年一月二十二日から同年二月二日まで

三 講習の対象となる家畜の種類

牛

四 受講手続

鳥取県家畜人工授精講習会規程別記第一号様式による受講願書（二部）に同規程第六条各号に掲げる書類（各一部）を添えて、昭和五十四年一月八日までに所轄の家畜保健衛生所に提出すること。

五 その他

- 1 講習会終了後に修業試験を実施する。
- 2 その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

鳥取県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

上灘土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山口 芳治 倉吉市三明寺

山 柙 一 男 " 下田中

山 浦 専 蔵 " 円谷

宮 本 忠 治 " 米田

牧 田 良 蔵 " 駄経寺

駒 井 潤 吉 " 三明寺

田 辺 秀 蔵 " 田内

松 本 澤 市 " 田内

監 事 山 柙 正 夫 " 下田中

黒 川 繁 蔵 " 田内

任期満了により退任

上灘土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 口 芳 治 倉吉市幸町六〇二一

牧 田 竹 治 " 駄経寺町二七二

山 柙 正 夫 " 下田中二八三

駒井潤吉 巖城七四一
 福井孝幸 米田町一八六一
 黒川繁蔵 巖城三二七
 山浦嘉蔵 円谷一六二
 椿 豊 巖城七九〇一
 監事 種部義男 一、二二七
 前田陸隆 下田中九八

昭和五十一年十月二日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、
 昭和五十一年十月九日就任 任期四年

鳥取県告示第五十三号

昭和五十三年十月五日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行
 おうとする土地改良(長江地区農道整備)事業計画については、審査した
 結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第
 四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のと
 おり告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十三年十二月六日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所

羽合町役場、東郷町役場及び東伯郡羽合町大字長瀬一九五四ノ一羽合
 土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
 間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十四号

昭和五十三年十月五日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行
 おうとする土地改良(長江地区農業用排水)事業計画については、審査
 した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)
 第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次の
 とおり告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十三年十二月六日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
羽合町役場、東郷町役場及び東伯郡羽合町大字長瀬一九五四ノ一羽合
土地改良区事務所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十五号

昭和五十三年十一月十三日付けで天神野土地改良区から申請のあつた新に行おうとする土地改良(三江地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市上古川五二一

天神野土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十六号

昭和五十三年十月十八日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(高橋地区農業用排水と農道整備とを一体とした)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十七号

昭和五十三年七月十七日付けで福部村から申請のあつた土地改良(東海土地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十八号

昭和五十三年十月二十六日付けで岸本町から申請のあった土地改良（番原地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十九号

昭和五十三年十月十八日付けで三朝町から申請のあった土地改良（久原地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十二月六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十号

三朝町から申請のあった町営土地改良（穴鴨地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十一号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(峰寺地区農地造成)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十二号

青谷町から申請のあつた町営土地改良(桑原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

俣野発電所新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡江府町大字下安井、大字洲河崎、大字久連、大字江尾、大字武

庫及び大字俣野地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十三年十二月五日から昭和五十六年十二月四日まで

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

昭和53年12月5日

鳥取県収用委員会会長 山 森 博

1 起業者の名称

建設大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事(鳥取市湖山町地内)並びにこれに伴う農業用

道路及び農業用排水路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した年月日

昭和53年8月3日

